

新型コロナ対策行動計画
(令和2年4月11日策定)

渡辺拓道選挙対策本部

1. 計画の目的

日本国憲法第15条に定められた選挙権は国民に保証されている。また、同第93条第2項には、有権者が投票によって直接選挙できることが謳われている。

そして、有権者は、公職選挙法で定められた選挙運動期間の候補者の政策を聞いて投票を決める。

このため、緊急事態宣言下における新型コロナ感染症の対策と両立できる選挙運動について、本計画で定める。

2. 特別措置法による緊急事態宣言と選挙

4月8日、新型コロナ感染症対策のために、法に基づく緊急事態宣言が発令され、丹波篠山市を含む兵庫県全体も指定され、その期間は4月8日から5月6日までとされた。

一方、国は選挙及び選挙活動は自粛の対象外とする。

3. 計画の基本的考え方

- ①選挙運動は、公職選挙法はもちろんのこと、新型コロナ対策の根拠となっている法令を順守する。
- ②国、兵庫県、丹波篠山市が実施する新型コロナ対策に積極的に協力する。
- ③有権者、運動員の健康と命のため感染対策を講じた選挙運動にする。
- ④その上で、憲法に保障された選挙権の保証に資する選挙運動を行なう。

4. 緊急事態発令時に休止する選挙運動

まず、運動員に対して新型コロナ対策についての情報提供を行い、マスクの着用、手洗いなどの衛生対策への協力を求める。

緊急事態宣言がだされている間は、選挙事務所を除く屋内での選挙運動をすべて休止し屋外中心の選挙運動とする。また、屋外においても人が集まる際には、人と人の間隔を開ける工夫を行なう。握手も基本的に自粛する。

やむを得ず、人の間隔が取れない場所においては、以下の対策を講じる。

- ・選挙事務所・・・最小限の入室とし、換気に努める。
- ・選挙カー・・・乗車員を減らし、換気に努める。また、車内での発声を減少させる工夫として録音音声の使用も検討する。

5. 選挙事務所の対策

①衛生備品を備える。(アルコール消毒液、除菌ティッシュなど)

②マスクについては、運動員用に200枚を用意する。なお、物品供与の恐れがあるた

め、有権者へのマスク配布は行わない。

③事務所内の密を緩和するために屋外テントを用意する。

6. 選挙カーの対策

①衛生備品を備える。(アルコール消毒液、除菌ティッシュなど)

②替えの手袋を備える。

③録音音声を入れたレコーダーを備える。

7. 開票立会人

開票立会人は選出しない。

8. 運動員等に濃厚接触者または感染者が出た時の選挙運動について

まず、体調不良の運動員には、自宅待機と休養を求める。また、必要に応じて新型コロナウイルス感染症相談窓口を紹介する。

次に、運動員等に感染が疑われることになった時は、以下の対応をとる。

(運動員)

①運動員が運動員以外の方の濃厚接触者となった場合

当該運動員の選挙運動を停止させ、保健所の指示に従わせる。また、当該運動員に近い距離で運動を行った者を確認し、必要な措置をとる。

②運動員が感染者となった場合

当該運動員の選挙運動を即時停止させ、保健所の指示を受ける。保健所の指導の下、濃厚接触者の情報提供に協力する。

当該運動員の活動状況を確認し、選挙活動の縮小、事務所の閉鎖も検討する。

③車上運動員が感染者となった場合

車上運動員の運動を即時停止させ、濃厚接触者の情報を保健所に連絡する。選挙カーを用いた選挙活動は期間中を通じて休止とする。

この場合、濃厚接触者に候補者も含まれる可能性が高いことに留意する。

(候補者)

④候補者が体調不良になった場合

候補者が37.5度以上の発熱を認めるときは、選挙カーによる運動を休止する。

⑤候補者が濃厚接触者または感染者となった場合。

候補者が濃厚接触者になった場合は、選挙事務所を閉鎖し、保健所の指示を仰ぎ当人も自宅待機とする。また、保健所への情報提供に努める。

候補者が感染者となった場合は、保健所への情報提供に努め、運動員へ自宅の電話を用いた投票依頼をお願いし、選挙事務所を閉鎖する。

電話運動を除き、予定してあった選挙運動は選挙期間を通じてすべて休止とする。